

～消費者注意情報～

## SNS等で広告する高額なキャリアアップセミナーにご注意ください！

令和5年4月18日

## 相談事例

SNSで「転職で3割収入アップ！」という広告を見つけ、転職者のキャリア形成をマンツーマンでサポートするというオンラインセミナーの無料体験講座を受講した。講座では、適性に合った会社選びや面接の指導など半年間サポートが受けられる約100万円のオンラインプログラムを勧められた。月々の支払額を聞いて払える額だと思い契約したが、実際の講座は参考になるような内容ではなく、高額すぎるので解約したい。(20歳代：女性)

## ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

## ★ 本当に必要な契約かよく考えましょう。

20代前半の若者から、「親身に相談に乗り、適切な仕事を見つけます。」という転職セミナーのSNS広告を見て無料体験を受講したところ、高額なコースを勧められ、契約してしまったという相談が寄せられています。

現在の仕事への不満から、提供されるサービスの内容をよく確認せず飛びついてしまい、実際に受講すると「内容のわりに高額だ。」と感じ、解約を求めるケースが多いようです。

契約する前にどのようなサービスが提供されるか確認し、自分にとって本当に必要なセミナーなのかよく考えましょう。

## ★ 信販会社との長期間にわたる割賦契約（分割払い）を結ぶ場合は、慎重に！

高額な契約になると、多くの場合、数年間に及ぶ割賦払いを勧められます。セミナー終了後も支払いが続くので、自分の収入や月々の支払能力などを考え、よく検討することが重要です。

特に、信販会社の割賦契約は、手数料が高額になるため、総額がいくらになるのか契約前に必ず確認しましょう。

## ★ 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

勧誘方法によっては、特定商取引法の電話勧誘販売やアポイントメントセールスに該当し、クーリング・オフできる場合があります。また、中途解約できる可能性もありますので、契約をしてしまった場合でも、一人で悩まず、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

お近くの消費生活センター 局番なし 188（消費者ホットライン）

＜悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください＞ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。